

令和8年6月1日
練馬区教育委員会事務局
こども家庭部
在宅育児支援担当課

「民設子育てのひろば事業運営費助成団体」募集要領

練馬区は、子育てを地域で支え合う仕組みをつくり、子どもが健やかに育つことのできる社会を築いていくことをめざして、平成18年度から民設子育てのひろば事業に対する助成を実施しています。また、『第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画』に基づいて、民設子育てのひろばの拡充等に取り組み、安心して子育てができる環境を整備しています。

そこで、新たに民設子育てのひろば事業運営費助成団体を募集いたします。

区の助成対象となるためには、練馬区民設子育てのひろば事業補助要綱のほか、関係法令を遵守して運営していただくことになります。

なお、運営費を助成する団体については選考により決定します。

1 事業の概要

子育てのひろば事業(以下を全て実施すること)

- (1)子育て家庭の親とその子どもが交流できる場の提供
- (2)子育てに関する相談、援助の実施
- (3)地域の子育て関連情報の提供
- (4)子育ておよび子育て支援に関する講習の実施
- (5)地域支援事業の実施
- (6)その他、利用統計および事業報告書の提出等関連業務の実施

2 補助額

別紙1「練馬区民設子育てのひろば事業補助要綱」のとおり

3 事業開始時期および令和8年度補助対象期間

- (1)事業開始時期 令和8年10月
- (2)補助対象期間 開設準備開始日から令和9年3月31日まで
※令和9年度以降も継続して運営していただくことを想定しています。

4 募集施設数

1施設(予定)

5 応募資格

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体もしくは株式会社等で、地域社会において子育てを支援する事業を実施する団体であること。

※保育所等の児童福祉施設で子育てひろば事業を実施したい団体は、区との協議が必要となりますので、事前にご相談ください。

6 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、応募できません。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者。

- (2)提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」(昭和61年4月1日練総経発第394号)による指名停止期間中である者。
- (3)「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」(平成22年8月2日22練総経第335号)による入札参加除外措置期間中である者。
- (4)法人の場合は、法人事業税(地方法人特別税を含む)、法人税、消費税及び地方消費税を、個人の場合は、所得税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (5)経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。)にある者。

7 応募条件

- (1)子育てのひろば事業を週5日以上開設すること。
- (2)提案する事業内容について、5年以上継続していく意思があること。
- (3)「練馬区民設子育てのひろば事業補助要綱」を遵守すること。

8 募集対象地域

区では、既存の子育てのひろばの配置状況を踏まえ、区内の地域バランスを考慮しながら、子育てのひろばの整備を進めることとしています。そのため、開設場所は、下記の募集地域内で、かつ、既存の子育てのひろばから一定の距離(徒歩10分程度)離れた施設でご応募ください。

(募集地域)

練馬地域：練馬2、4丁目、向山1～4丁目、中村北2～4丁目、桜台2、5、6丁目、貫井2丁目
光が丘地域：早宮1、3、4丁目、春日町1、2、4丁目

既存の子育てのひろばの詳細は、別紙2「子育てのひろばの配置図」や、区のホームページ「子育てのひろば【ひよぴよ・民設子育てのひろば】」をご参照ください。

URL:<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kosodatekyoiku/kodomo/asobi/hiroba.html>

9 選定の方法

- (1)提出書類による書類審査、ヒアリングおよび実地調査後、別紙3「評価項目・評価基準」により、評価を行い選定します。
- (2)応募多数の場合には、書類審査による一次審査を行う場合があります。

10 質問・回答

募集に関する質問は別紙4「質問票」に簡潔に記入の上、以下の手順で行ってください。

- (1)質問期間 令和8年6月1日(月)午前9時から6月23日(火)午後4時まで
- (2)質問方法 質問票に記載の上、下記担当部署へメールで提出してください。
※ 電話による質問には応じられません。
※ メール受信後、下記担当より受信した旨ご連絡します。
- (3)担当部署 在宅育児支援担当課 育児支援係
メール KATEISHIEN06@city.nerima.tokyo.jp
- (4)回答方法 質問者名を伏せたうえで、「11 説明会」の際に回答します。
また、質問・回答は説明会終了後に区ホームページにて公開いたします。

11 説明会

参加を希望される方は、事前に下記担当へご連絡ください。

※ 説明会の参加は、応募の必須条件ではありません。

(1)開催日時 令和8年6月25日(木) 午前10時から1時間程度

(2)開催場所 子ども家庭支援センター 会議室
所在地 練馬区豊玉北5-28-3

(3)内 容 募集の内容、質疑応答など

(4)注意事項 駐車場はありませんので、来所の際は公共交通機関をご利用ください。

12 応募の手続

(1)受付期間 令和8年6月1日(月)午前9時から7月17日(金)午後4時まで(土日祝祭日を除く)

(2)提出書類 別紙5「運営費助成団体応募申請様式集」の様式2「提出書類一覧」により 必要書類を作成し、受付場所の窓口へご持参ください。(郵送は不可)

(3)提出部数 正本1部・副本6部

①提出書類は、様式2「提出書類一覧」のNo.1～14の順にフラットファイルに綴じて、各項目にインデックスラベル(例:「No.1 ●●」)をつけてください。

②ファイルの表紙および背表紙には、「正本または副本」、「団体名」を記載してください。

(4)受付場所 在宅育児支援担当課 育児支援係

(5)受付時間 午前9時から午後5時まで(ただし7月17日は午後4時まで)

※ 提出の際には、必ず前日までに電話にて下記担当へご連絡ください。

13 ヒアリングおよび施設(予定地)実地調査

令和8年7月27日(月)に実施する予定です。

応募事業者が多数となった場合には、日程を追加して実施することがあります。

14 選定結果の通知

令和8年8月中旬(予定)に各応募団体に対し文書(郵送)により通知します。

15 選定後の取り扱い

選定後、助成候補が決定を辞退した場合および練馬区から指名停止措置を受けるなどに参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のことを新たに助成候補者として選定することとします。

16 情報公開

本件団体選定情報(提出書類を含む)は、練馬区情報公開条例(平成13年10月練馬区条例第61号)に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、本条例に基づき取り扱うものとしします。

17 物件情報

区では、「空き家地域貢献事業」として、区内の空き家を地域の資源と考え、地域交流の場など公益的な活動を目的とした有効活用を進めていくため、空き家所有者と活用希望団体等とのマッチング支援を行っています。

民設子育てのひろば事業の開設物件をこれからお探しの場合は、こちらの事業の活用も是非ご検討ください。詳細は下記担当へお問い合わせください。

18 その他事項

- (1)提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は応募者の負担とします。
- (2)提出された書類は返却しません。区の所定の保存年限経過後に廃棄します。
- (3)書類提出から補助金交付決定までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とします。
- (4)提出された書類等に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした応募者に対し、指名停止の措置を行うことがあります。
- (5)提出された書類等に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとします。
- (6)提出書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とします。
- (7)提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は応募者が負うものとする。
- (8)本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定めることとします。

19 担当・連絡先

在宅育児支援担当課 育児支援係 難波・鈴木・阿部

所在地 練馬区豊玉北5-28-3

電話 03-5984-5673

メール KATEISHIEN06@city.nerima.tokyo.jp